農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和○○年○○月○○日

行方市農業委員会会長 殿 (茨城県知事 殿)

譲受人 氏名 玉造太郎 (借受人)

譲渡人 氏名 行 方 花 子 (貸付人)

下記によって,農地(採草放牧地)を転用する目的で「 <mark>所有権移転</mark> 」したいので,

農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。 所有権移転:売買・贈与等 記 使用貸借権設定:無償貸借 氏 名 賃貸借権設定:有償貸借 備考 当事者 (名称) 行方市玉造甲404 譲受人 1 申請書の 行方 太郎 50 (借受人) 氏名(名称) 電話 0299 (55) 0111 住所, 職業 行方市玉造甲403 譲渡人 行方 花子 70 (貸付人) 電話 0299 (55) 0110 農業用倉庫、資材置場、駐車場など転用 自己住宅(一般住宅) 2 用途 目的を記載する。 耕作 土地の所在 地 目 所有者 面積 (利用) 登記 現況 氏 名 備考 郡市 地番 (m^2) 者氏名 大字 字 簿 (名称) 町村 (名称) 玉造 下宿 甲404 畑 畑 500 行方花子 行方市 行方次郎 3 許可を受け ようとする 所有者・耕作者を 転用しようとする所在・ 土地の表示 記載する。 地目・面積を記入する。

玉造

									
	(1)転用事由の詳細 1 譲受人(賃借人)事由 家族が増えたため手狭になり、分家して一般住宅を								
	1 譲受人	(賃借人)事		-	らめ手狭にな	なり、分家し	て一般信	主宅を	
 	<u>」</u> \それぞれの理由	7 /	✓ 建築	≨したい					
議支八・議版/ の詳細を記載す									
V/IT/IIII C DU∓w y		」 ~ /倭伐↓〉≢	± .+. ±	**************************************	电器口沿回	゙ ゚゚゙゠゙ヹ゙ヹ゙゙゙゚゚゚゚゙゚゚゚゚゙゙゙゙゚゚゚ヹ゚゚゚゙゙ヹ゚゚゙゚ヹ゚゚゚゙゙ヹ゚゚゚゙゙ヹ゚゚゚゙゚ヹ゚゚゚゚ヹ゚゚゚゚゚ヹ゚゚゚゚ヹ゚゚゚ヹ゚゚ヹ	ママロサイ	生经小	
	△ 議侵八	(賃貸人)事		i齢でもあり、 ∶い。	辰耒に1たす	手じさないい.)で辰耒で	と稍小	
4 転用計画			U	1010					
국 무사기미디 프									
	(2)転用の時期 工事着手 令和○○年			— 年 <mark>○月○</mark> 日	■ 車業▽は搾	施設の操業区	ー ひ利用其	田間	
				年○月○日					
	(2) ± = 0 = 0 + 0			1		T	Ι	- 1115	
	(3)転用の目的	建築物(又は	建築物の総		総建築面積	~~ 	<i>1-44-</i>	-+-⁄	
	に係る事業又 は施設の概要	工作物)の名	棟数(又はこ		(又は工作	所要面積	備	考	
	は肥政の似女	称及び構造	作物の総数)作物の面積	物の総面積				
		#	"生栅,而	_ 要面積を記載	<u> </u>				
		1 173	足物・かき	天川傾で 心料					
・売買・賃貸値	# #								
・贈与・使用領									
の内容を記載す	する								
5 権利を移転									
(設定)しよ	契約㎡当り 2,000 円× 500 ㎡= 1,000,000 円								
うとする契						田 聯 上 法田代供			
約の内容 ・賃貸借 契約㎡当り(年額) 円 ・贈 与・使用貸								•	
	(1)調達内訳			(2) 必要資金					
6 資金調達に ついての計 画	·自己資金 4,000,000 円			·用地代 1,000,000			円		
	・借 人 金 21 000 000 円 ⊢			・建築費					
	, , ,			・造成費	1,000,000 円				
	合計 25,000,000 円			・その他					
	н н	23, 000, 0	700 13	合 計		25,	, 000, 000	円	
	(1)農地等に対す	る処置の概	要	同意書	有	無	不要		
7 転用するこ とによって 生じる付近	(2)汚水処理施	□単独	浄化槽	□汲取封	Š				
	(3)雑排水処理施	□未	処 理	□その他	j. ()			
の土地,作	(4)排 水 処		·併浄化槽 :内 処 理			(同意書 有		,	
物、家畜等							3 777		
の被害の有	(5)取 水 施		. 水 道	□井	戸	(深さ		m)	
無及び防除	(6)道路その他の								
施設の概要	(イ)公道に接している(許可済・申請中) (ロ)私道を利用					
	(7)その他								
0 70/44									
8 その他参考									
8 その他参考 となるべき 事項									